

新・荒川下流河川敷利用ルール

あらかわ35

新・荒川下流河川敷利用ルールの危険・迷惑行為「無人航空機(ドローン・ラジコン機等)」について、平成30年1月1日から**公共性が高い等、一定条件のもと**、飛行することが可能となるよう改定しました。

荒川を愛する人たちが、お互いを尊重しあい安全かつ楽しく過ごせるように、みんなでマナーを良くしよう。みんなで、かわろう、あらかわ。「あらかわろう」を合言葉に、いまこそ！

★利用ルールを守って、かわろう!

詳しくはコチラ→



「新・荒川下流河川敷利用ルール」とは？

新・荒川下流河川敷利用ルール（以下「利用ルール」という。）とは、誰もが安全で快適に荒川下流部の河川敷を利用することができるように、荒川下流河川敷利用ルール検討部会※により定められ、平成26年3月から運用しているものです。

※「荒川下流河川敷利用ルール検討部会」は、江東区、江戸川区、葛飾区、墨田区、台東区、荒川区、足立区、北区、板橋区、練馬区、川口市、戸田市、河川財団及び荒川下流河川事務所で構成しています。連絡先：荒川下流河川敷利用ルール検討部会(事務局)国土交通省荒川下流河川事務所 占用調整課03-3902-2326

利用ルールは12項目からなり、「禁止行為」、「危険・迷惑行為」、「マナー」に分類しています。

- ◎禁止行為 ————— 「禁止行為」は、その行為自体が法律等で禁止されている行為です。
- ◎危険・迷惑行為 ————— 「危険・迷惑行為」は、安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為です。その行為自体は法律等で禁止されているわけではありませんが、その行為を行った結果、他の人に危害を加えたり、河川に損傷を与えたりすることもあります。
- ◎マナー ————— 「マナー」は、他の人から強制されるものではなく、他の人への心遣いや譲り合いの心から生ずるものです。他の人に配慮することにより河川敷道路での衝突事故が回避できるものです。

新・荒川下流河川敷利用ルール

荒川下流部の河川敷を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。

× 禁止行為

法律で禁止されている行為。

- ① ゴミの不法投棄は禁止です。
- ② たき火やゴミの焼却は禁止です。
- ③ 犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。
- ④ 自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です(管理者の許可がある場合は除く)。

♥ マナー

- ① 自転車は徐行し、歩行者を優先しましょう。
- ② 河川敷道路に自転車や荷物などを置かないようにしましょう。
- ③ 河川敷道路では、キャッチボールなど通行の妨げとなることはやめましょう。

🚨 危険・迷惑行為

安全対策や防音対策などが無い河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為。

危険行為

迷惑行為

- ① バットやゴルフクラブなどは指定場所以外では使用しない。
- ② バーベキューや煮炊きなどは指定場所以外では行わない。
- ③ 無人航空機(ドローン・ラジコン機等)は飛ばさない。
但し、利用目的について公共性が高く、飛行エリアの安全が確保でき、下記の3要件を満たす場合は、飛行することが可能となります。
要件1: 航空法第132条で定める飛行の禁止空域においては、飛行について航空法の許可を得ていること。
要件2: 航空法第132条の2で定める飛行の方法を守ること。
ただし、それによらず飛行させるときは、航空法の承認を受けていること。
要件3: 占用地においては占有者、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けていること。
なお、事故や災害時に、国、地方公共団体、警察及びこれらの者から依頼を受けた者が捜索又は救助を行うために無人航空機(ドローン・ラジコン等)を飛行させる場合は適用されません。
- ④ 他の者に迷惑をかける騒音は出さない。
- ⑤ 22時以降は音の出る花火はしない。

今回、改定箇所

利用ルールの適用範囲は、河口から笹目橋までの約30km区間です。

★自転車事故の怖さを知って、かわろう!

自転車は免許が不要で、気軽に趣味やスポーツ等に活用されますが、あくまで「車両」です。交通ルールやマナーを無視した走行が原因で、交通事故の加害者となった場合には、重い賠償責任が問われることもあります。

★緊急用河川敷道路の目的を理解して、かわろう!

緊急用河川敷道路とは?

荒川の河川敷にある道路は、災害時の救助救命活動や緊急物資輸送を目的に整備された「緊急用河川敷道路」であり、自転車専用の道路ではありません。歩行者やランナー、自転車利用者等様々な河川敷利用者に利用されています。

自転車事故による裁判例

- 自転車による事故は被害者になることもあれば、加害者になることもあります。
- 加害者となった場合、高額な損害賠償を払わなければならないこともあります。

【事故の概要及び賠償額】

歩行者も通行できるサイクリングロードで出勤中の男性会員の自転車が散歩中の77歳男性と衝突し、歩行者の男性が3日後に死亡した。(東京地裁 平成25年3月 判決)

賠償額
2,174万円

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行者の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地裁 平成25年7月 判決)

賠償額
9,521万円

※賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。